軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る山武市が確認手続きを要するケースの流れ

（1）被保険者（軽度者）の状態確認

ケアマネジャー等は、主治医意見書等を参考とし、被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する可能性があるかどうかを確認してください。

（2）医師への照会

ケアマネジャー等は、当該被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するかどうか医師に照会してください。

（3）サービス担当者会議の開催

医師から「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」のⅠ～Ⅲのいずれかに該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャー等は、サービス担当者会議を開催し、適切なマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して必要であるかどうかを判断し、例外給付の対象とすべき状況等についてサービス担当者会議の記録等として所定様式に記載してください。

（4）「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付確認申請書（以下「確認申請書」）」の提出

（3）において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合、ケアマネジャー等は山武市に「確認申請書」を提出してください。その際、居宅（介護予防）サービス計画書、サービス担当者会議の記録、医師の所見等を添付してください。

（5）山武市での確認

山武市では、確認申請書の内容が添付書類により確認できるかどうか下記の判断基準に照らし合わせ、例外給付の確認結果を指定居宅介護（介護予防）支援事業者に通知しますので事業者で保管してください。

確認の判断基準	
確認可	①、②、③の全てが書面で確認できれば、確認可の判断とする。 ①　主治医意見書、医師の診断書（福祉用具に関する所見）等に「被保険者氏名・医師氏名」・「状態像（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）のどれかに該当している」・「そのため必要となる福祉用具の種目」等が記載されていること。 ②　サービス担当者会議の記録等に「開催日」・「出席者」・「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容」等が記載されていること。 ③　居宅(介護予防)サービス計画書に「利用者またはその家族の同意」・「サービス内容・サービス種別」・「当該福祉用具貸与が特に必要な理由」が記載されていること。
確認不可	上記①、②、③のうち、一つでも書面で確認できない場合は、確認不可の判断とする。

○サービス担当者会議の記録については、医師の所見の内容と、それに基づく福祉用具の必要性を検討したことが明確にわかるように記載してください。

【例】検討内容欄…「医師からは、疾患により○○な状態になることが見込まれると聞き取る。本人の○○（身体的状況、動作状況）を軽減させるため、例外給付による福祉用具貸与の必要性について検討。」 等

結論欄…「本人の○○（身体的状況、動作状況）を軽減し、○○な状態を改善（維持）するため、福祉用具の貸与が必要である。例外給付による福祉用具貸与の確認申請を行う。」 等

○居宅（介護予防）サービス計画書については、「総合的な援助の方針欄」に、主治医の所見内容　を記載し、例外給付による福祉用具貸与が必要である旨を記載してください。

【確認申請書の提出について】

原則、福祉用具貸与の利用を開始するまでに、確認申請書を提出し、承認を受けることが必要です。市で確認を行い承認された場合には、申請書受付日から介護保険適用開始となります。

なお、急を要する場合で、介護保険の例外給付による福祉用具貸与が必要な場合は、必ず事前にご連絡ください。手元に医師の所見（書類）が届いていない場合でも、電話や FAX 等で医師に確認が取れていれば、承認となる場合があります。

※介護保険の適用は、事前連絡の日以降となります。なお、事前連絡の時点で医師への確認が取れていることが前提です。事前連絡がないにも関わらず、すでに貸与を開始している場合には、申請受付日からの適用となります。受付日より前の利用分については介護保険適用となりませんのでご留意ください。

【急を要する場合の手続きの流れ】

①医師に、「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する状態であるかどうか確認する。

※書類の作成が後日でも、直接会って聞き取った場合や、電話や FAX 等で確認が取れれば良いものとする。

②市に、例外給付で貸与したい旨の事前連絡をする。

※事前連絡の際に、確認した病院の名称と医師の氏名を市担当に伝える。

③確認申請書を早急に市に提出。

④医師から聴取した情報を基に、サービス担当者会議を開催。

→居宅サービス計画書、サービス担当者会議の記録を市に提出。

⑤医師の所見（書類）が手元に届き次第、市に提出。

【認定申請（更新・変更）中の取扱い】

更新・変更申請中に要支援1～要介護1が見込まれる場合で、例外給付による福祉用具貸与が必要な場合は、医師の所見（聞き取り可）を確認後、認定が出る前に事前に確認申請書を提出してください。

なお、確認申請書には居宅サービス計画（暫定）とサービス担当者会議の記録を添付してください。（医師の所見については、書類が手元に届き次第提出してください。）

※退院後すぐに貸与を開始したいが、退院後でないとサービス担当者会議を行えない等、書類を添付できない理由がある場合は市までご連絡ください。